

# 市民経済委員会会議録

平成20年 6月24日（火）

（開 会）10：00

（閉 会）10：15

## ○ 委員長

ただ今から市民経済委員会を開会いたします。

「議案第55号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。市民課長。

## ○ 市民課長

議案第55号の補足説明をいたします。戸籍謄抄本、住民票の写しの交付請求ができる場合を限定しまして、またなりすましの防止を図るため、請求者本人の確認が明確化・厳格化にされたことに伴い、また個人情報保護に十分留意した制度として、戸籍法それから住民基本台帳法の一部が改正されました。新旧対照表を見ていただくとお分かりのように、法律の引用条名等の関係、規定を整備するものでございます。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんでしょうか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論ありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第55号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 財産の取得（飯塚小型自動車競走場車券発券機等）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。事業管理課長。

## ○ 事業管理課長

議案第60号 財産の取得（飯塚小型自動車競走場車券発券機等）についてご説明いたします。議案書の35ページをお願いいたします。本案につきましては、場外発売に対する窓口を強化し、事業収支改善計画に基づき併売可能な体制を整えるため、飯塚市小型自動車競走場内に発券機等の財産を取得するものでございます。地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき提出するものでございます。まず取得する財産の種類は次の36ページに記載いたしております発券機等明細表のとおりでございます。取得価格は2億622万円でございます。代金の支払方法は一括払い、契約の相手方は日本トーター株式会社、契約の方法は随意契約でございます。なお、納期につきましては、平成20年10月31日といたしております。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第60号 財産の取得（飯塚小型自動車競走場車券発券機等）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 専決処分の承認（平成19年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」）を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。事業管理課長。

○ 事業管理課長

議案第66号 専決処分の承認（平成19年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」）についてご説明いたします。特別会計補正予算の15ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入、歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ5800万円を追加し、それぞれ215億658万9千円とするものでございます。特別会計補正予算書の17ページをお願いいたします。補正予算の内容につきましては事項別明細書によりご説明いたします。今回の補正予算につきましては、平成19年度歳出決算見込におきまして、歳入合計5800万円の追加と歳出合計5億200万円の執行残を整理させていただき、予算書の19ページでございますけれども、この合計5億6千万円を管理費の小型自動車競走場施設改良基金積立金として新たに計上させていただいたものでございます。今回の補正の主な理由といたしましては、平成21年度以降に計画いたします、将来に必要となります走路改修、耐震補強、施設改善に備えるため、基金として積み立てておく必要があることから、緊急に処理をさせていただいたものでございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第66号 専決処分の承認（平成19年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」）については、承認することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第72号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。商工観光課長。

○ 商工観光課長

議案第72号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。追加議案書の1ページをお願いいたします。本案は飯塚市庄内温泉筑豊ハイツの入湯利用料を原油価格の上昇により改定するものです。以下新旧対照表により説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。別表「入湯利用料金」において、一般（中学生以上）を300円から400円に、児童を200円から300円に改定するものであります。

なお、本条例は附則にて平成20年8月1日から施行することとしております。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 森山委員

昨日の会議の中で言われた時に、１００円上げた時にどの位上がってどうなっていくのか、ちょっと明確に聞けなかったもので、現状のままだったらこうあると、その次に、宿泊だったら４、３００円の中に朝食付きの中で入湯料も入っているわけだけど、今一般的に住民の方々がお見えになるのが３００円。あそこ自動販売機がありますよね。それともう１つ回数券についての問題もあったけども、これは多分売られる時にこれは１年間ですよとかどうですよ、という明確な形で販売されていたと思いますけど、その辺もし調べてあったらご答弁をお願いしたいと思います。

○ 商工観光課長

入湯料の関係についてまず最初に説明させていただきたいと思いますが、１９年度の決算で入湯料と実際燃料費だけを比較いたしましても約３２万円ほどのマイナスになっております。実際はこれに光熱水費とか管理委託料等が入ってきますので、実際数字的にはかなりのマイナス要因になっておるということなんですけども、実際１００円今回上げることにによりまして、当然入湯料等も入っておりますけども、約３００万円ほどの増収になると思っています。現時点では赤字というのが実際でございますので、そういうことでの数字となっております。

回数券につきましては、昨日の一般質問の中でありましたように、今回１年間猶予を持たしていただくということで、実際どれだけの方が持つてあるかというのは分からないところもありますけど、今後市報とホームページ、それから筑豊ハイツにてそういう掲示を行いながら周知は行っていきたいというように思っております。

○ 森山委員

１つ回数券についてはね、お客さんはやっぱり一応前払いしてあると、特例でいいと思うんですよ、何も値上げしなくて。前売券を買ってある方については上げるのか、それともそのまま前払いしてあるからそのまま行くのか、そういうところまで決まっていなければ決まっていけないし、そこはまたお客様に対して迷惑がかからない方がいいと思いますが。筑豊ハイツそのものの売上げは大体上がってきているんでしょう。

○ 商工観光課長

実際筑豊ハイツにつきましては、近年経営努力をされており、累積赤字の解消に努めてありまして、昨年１、６００万円ほどありました赤字累積も１９年度末では７００万円ということで現在経営努力をされているところであります。回数券の件につきましては、今回の条例改正の附則の中にも入れておりますけど、それまでに買われた方につきましては、従前のとおりということで１年間の猶予を持っているということでございます。

○ 森山委員

最後をお願いですけども、本会議でも委員会でもやっぱりそういうものは１００円上げるとなればね、その会社の経営問題、そして何でこうなるということをもうちょっと細かく今後ご説明をお願いしたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんでしょうか。

○ 吉田委員

内容からちょっと外れますけれど、お聞かせください。この筑豊ハイツの温泉なんですけども、おそらく冷泉だと思いますけど、何度のお湯が出て沸かしているのか、含有物質が主にどういふのが入ってて、どういう効能があるのか、その３点だけお聞かせください。

○ 商工観光課長

ご質問の冷泉の温度のところはちょっと把握していないんですけども、十何度かだと思います。それは現在ハイツの方でボイラーで沸かしながら使っております。効能の方もちょっとそ

このところまで把握をしておりません。大変申しわけありません。

○ 吉田委員

やはり宣伝をしないといけないと思うものですからね、例えばどういう物質が入っていてどういう効能がありますよ、ぐらいはですね知っていただきたいと思います。ありがとうございました。

○ 委員長

他に質疑はありませんでしょうか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第72号 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第75号 専決処分の承認(平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。事業管理課長。

○ 事業管理課長

議案第75号 専決処分の承認(平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))について補足説明をいたします。特別会計補正予算書の7ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入、歳出それぞれ25億7400万円を追加し、歳入、歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ221億1905万5千円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、平成19年度決算見込額におきまして、歳入合計191億6150万5,390円に対しまして、歳出合計が197億6655万1,022円で6億504万5,632円の歳入不足となりますので、これを繰上充用で対応するものでございます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第75号 専決処分の承認(平成20年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」については、承認することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして市民経済委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。